

令和4年第2回東大和市議会総務委員会記録

令和4年5月11日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	中間建二君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	佐竹康彦君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

議長 関田正民君

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（3名）

総務部長	矢吹勇一君	デジタル課長	菊地浩君
デジタル推進担当課長	藤本貴史君		

会議に付した案件

- (1) 4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情
- (2) 所管事務調査
行政のデジタル化について

午後 1時30分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから令和4年第2回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（森田真一君） 陳情者の陳情趣旨等を拝見しまして、残念ながら私の理解が乏しいところなのかもしれませんが、一見して誰が誰に何を求めているのかっていうことが判然としないということを感じました。しかし、せっかくこの地方自治の課題について問題提起をしていただいたってこともありますので、自分なりに最大限陳情の文意を酌み取りたいと思ってこの陳情に向かいました。

ここでは地方自治法第14条2項、自治体は条例によらず法律にないことを勝手に市民に権利を行使することはできないということをうたってるものだと思いますけども、この陳情理由の1の文理解釈すれば「義務」はないということになる危険があるという御主張なんですか、この危険が何を指しているのかってことは文章からはちょっと理解しかねたところです。

次に、陳情理由の2で挙げている米国憲法修正第1条ですが、これは多様な出自を持つアメリカ人が、連邦政府によって個人の自由やステートの自律を制約することを拒否して合衆国は建国されたという成り行きを表すものの一つだと思います。

今日の日本の憲法学では、近代憲法の基本的概念を説明する際に、これがよく使われるようですけども、たとえ議会の多数によって制定された法律や条例によったとしても、日本国憲法の3つの柱である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、これを覆して自由や権利を抑制することはできないということ、また法律は政府が国民を制御し、憲法は国民が政府を制御するということを説明する際に用いられるものと理解しております。

この陳情理由の3で挙げられてる地方自治法第120条ですが、「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない」とあります。これは、国は地方議会との関係で、議会に会議規則を設けることのみを義務づけたものであって、その具体はその議会が自律的に制定する会議規則そのものの中にありますので、議会の自律権を踏み越えて介入するものではないというふうに理解します。

地方自治法第14条2項の主語は、議会ではなく普通地方公共団体でありますので、陳情者の、仮に該当する場合という仮定が、そもそも成り立たないものというふうに考えました。

これらを考えますと、国と個人及び国と地方議会との関係には一定の緊張関係があって、その中で地方自治

の自立性、独立性が存立しているのだということを考えさせられます。

したがって、陳情趣旨の「法令に特別の定めがある場合」の数と法令名を明らかにすることを地方議会が求めるという、国に対して求めるということは、むやみやたらに線引きをして、それを所与のものとする考え方になるのではないかと考えられます。

以上の理由から、私は、この陳情を読む限りは陳情に賛成しかねるというふうに考えました。

以上です。

○委員（大后治雄君） 陳情理由を読ませていただきまして、文理解釈が危険であるとかいろいろ書いてあるんですが、まず条文の解釈においては、基本的にやっぱり文理解釈が出発点になるんじゃないのかなと思うんですね。法律を少し勉強したものであれば、まず条文解釈を文理解釈をした上で、それで足りなければほかの解釈が必要になってくると。

つまりいわゆる論理解釈とか、それから条理解釈と言われる部分ですけども、そういったものが後々必要になってくるということもあるので、その解釈技術のうちどれを選ぶかっていうのは、その条文の趣旨も検討しなければ出てこない部分でありますので、一元的に文理解釈を否定してしまうというのは、これは非常に危険であるというような考え方なのではないかなというふうに思います。

なので、ちょっといろいろここに書かれているんですが、正直あまり私もあまり理解が、ちょっと申し訳ないけどなかなかできないというところもありますので、一生懸命理解しようと努めましたが、ちょっとあまりそういったような解釈論というか、解釈の内容によってこの陳情に関しては、あまりちょっと賛同はできないのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情に、反対の立場で討論いたします。

陳情理由で挙げている地方自治法第14条2項は、自治体は条例によらず法律にないことを勝手に市民に権力行使することはできないということを定めたものです。また、地方自治法第120条は、国は地方議会との関係で議会に会議規則を設けることのみを義務づけたものであって、その具体はその議会が自律的に制定する会議規則に委ねられております。

国と個人及び国と地方議会との関係は、常に一定の緊張関係にあり、その中で地方自治の自律性が存立しているものと考えます。

陳情者の陳情趣旨等を一見して、誰が誰に対して何を求めてほしいのか判然とせず、独自の法解釈に沿ったものと見受けられます。

したがって、陳情趣旨にある「法令に特別の定めがある場合」の数と法令名を明らかにすることを地方議会に求めることは、地方議会自身がむやみに個人、地方自治の権利の範囲を線引きをし、それを所与のものとする

る考え方になるのではないかと考えます。

以上の理由から、陳情に反対するものです。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第6号陳情 条例制定義務の課題を明らかにすることを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（和地仁美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時39分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、行政のデジタル化について、本件を議題に供します。

本日は、担当部署より第五次情報化推進計画について説明をいただき、その後に質疑を行いたいと思います。

それでは、第五次情報化推進計画について説明を求めます。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） それでは、第五次東大和市情報化推進計画の内容につきまして御説明させていただきます。

最初に、計画の説明に入ります前に、令和4年4月の組織改正によります情報化施策の新たな推進体制につきまして御説明申し上げます。

このたびの組織改正によりまして担当課名が情報管理課からデジタル政策課に変更となり、かつデジタル推進担当課長が配置されました。行政手続等庁内事務のデジタル化を推進する体制を整備いたしましたので、この新たな体制によりまして、これから御説明させていただきます第五次東大和市情報化推進計画に定めた取組を推進し、市民の皆様の利便性の向上と行財政運営のより一層の効率化に努めてまいりたいと考えております。

それでは、計画の内容につきまして御説明させていただきますので、恐れ入りますが、1ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第1章の2、計画の目的についてであります。

上から2段落目を御覧いただきたいと思います。

令和3年度に策定いたしました東大和市第五次基本計画では「感染症の感染拡大を防止するための「新し

い生活様式」に対応した行政手続のオンライン化と、より一層の業務の効率化」に向けたデジタル化の推進を掲げており、本計画はこうした取組を具体化するために策定したものであります。

次に、2ページを御覧ください。

3の計画の位置づけについてであります。

上から3段落目を御覧ください。

本計画につきましては、令和2年12月に国が策定いたしました「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」の内容を踏まえたものとして位置づけております。

次に、4の計画期間についてであります。

本計画の計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間であります。ただし、昨今の情報化を取り巻く社会状況の変化に対応するため、国・都における情報化施策の動向を考慮しながら、個別計画については必要に応じて見直しをするということにしております。

次に、3ページを御覧ください。

第2章、情報化をめぐる動向についてであります。

この第2章では、7ページまでにわたりまして国の情報化政策の動向、東京都の情報化政策の動向、情報技術の動向につきましてまとめております。説明につきましては、省略させていただきたいと存じます。

次に、ページ飛びまして、8ページを御覧いただきたいと存じます。

4の東大和市の情報化の現状と課題についてであります。

こちらでは、これまでの当市の情報化施策などについてまとめております。

令和3年第7回総務委員会におけます御説明と多くが重複いたしますので、改めての説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、ページ飛びまして、15ページを御覧いただきたいと存じます。

第3章、第五次東大和市情報化推進計画についてであります。

ここでは、次の16ページまで本計画で取り組むべき情報化の目標と、この目標を実現するための基本方針、情報化施策を図でまとめております。そして、図の右側、情報化施策に記載しております各内容につきましては、17ページ以降で個別計画としてまとめております。

それでは、各個別計画の内容につきまして御説明させていただきますので、17ページを御覧ください。

本計画では、個別計画といたしまして26項目を定めております。全ての項目を説明いたしますと、相当の時間を要しますことから、要点を絞って御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、項番1、行政手続きのオンライン化についてであります。

計画の内容は、東京電子自治体共同運営サービスやマイナポータルを活用し、申請のオンライン化による行政手続き・窓口サービスの利便性向上に取り組むもので、令和4年度の実施を計画しております。

具体的な内容であります。マイナポータルの活用につきましては、国の計画に基づきまして子育て、介護関係の26手続について、市民の皆様がオンラインで手続ができるよう準備を進めております。

また、その他の手続につきましても、令和4年度に新たなオンライン申請システムを導入いたしまして、例えば市が開催いたします講座やイベント等への参加申込みなどについては、オンラインで手続ができるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、項番2、施設予約システムの導入についてであります。

計画の内容は、令和7年度のシステム更新に向けて、現行システムの課題を整理・検討するものであります。現行の施設予約システムでは、公民館と市民センターでIDが別々となっている、対象の施設が限られている等の課題がありますことから、市民の皆様がより使いやすい予約システムを導入できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、項番3及び4、GISの導入についてであります。

GISは、地理情報システムを表しております。項番3の公開型は、都市計画情報等の市が保有する地図データのインターネット公開を推進するものであり、項番4の庁内型は、複数部署が保有する地図データを庁内型GISに統合し、市民サービスの利便性向上に向けてシステムの最適化を図るものであります。

このGISの導入によりまして、公開型につきましては、用途地域等の都市計画情報をインターネットを通じて参照できるようになることから、市民の皆様や事業者の方々の利便性が大きく向上することに加えまして、職員の来庁対応業務の削減も期待できると考えております。

また、庁内型では、複数の部署が管理している地図データの共有が可能となります。庁内横断的に地図データを共有することで業務の効率化を図ることができると考えております。

次に、項番5、AIチャットボット（市民向け）の導入についてであります。

計画の内容は、インターネット上で24時間365日、いつでも・どこからでも、市へ問い合わせが可能なAIチャットボットを導入するものであります。

具体的には、市公式ホームページにAIチャットボットを設置し、市民の皆様から御質問いただく機会の多い内容、例えばごみの排出方法やちよこバスの時刻、こういったものについて自動的に回答できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

実施時期であります。18ページの項番7、市公式ホームページ等の検討に関連して今年度市公式ホームページリニューアルを予定しておりますので、それに合わせて導入してまいりたいと考えております。

次に、項番10、ペーパーレス会議の推進についてであります。

この項番10以降、庁内におけます職員の執務環境を改善するための計画が何点か出てまいりますので、最初に、市が目指しております執務環境の全体のイメージについて御説明させていただきたいと存じます。

現在庁内のネットワークでございますけれども、インターネット系と庁内事務系が物理的に分離しております。今後このネットワーク環境を改善するとともに、東京都のように庁内のどこにいてもペーパーレスで仕事や会議ができる執務環境の構築を目指してまいりたいというふうに考えております。

そのために、18ページの一番下に記載しておりますペーパーレス会議の推進に加えまして、19ページの項番11、タブレット端末の活用、項番12、オンライン会議の活用、20ページの項番17、庁内Wi-Fi環境の整備、項番19、文書管理・電子決裁システムの導入などに取り組んでまいります。これらの取組の推進によりまして、職員が効率的に仕事に取り組むことができる執務環境を構築してまいりたいというふうに考えております。

次に、19ページにお戻りいただきたいと存じます。

項番13、RPA・AI-OCRの導入についてであります。

計画の内容は、AI-OCRによる手書き申請書等の電子化とRPAによる自動入力により、紙書類の処理を効率化し業務効率化を図るものであります。

具体的には、令和4年度におきまして市の業務の中から対象業務を選定し、RPA・AI-OCRの導入を図る予定です。対象業務につきましては、現在検討中でございます。

令和5年度以降につきましては、今年度に実施する取組の効果を検証した上で、対象業務の拡大も含めて改めて検証してまいりたいと考えております。

次に、項番14、A I 議事録の導入についてであります。

計画の内容は、A I を活用して会議音声の文字起こしを自動化し、庁内の議事録作成業務の効率化を図るものであります。

具体的には、令和4年度においてA I 議事録のシステムを導入する予定です。この導入によりまして、会議録等の議事録作成に係る職員の負担を軽減するとともに、審議会等におきましては、会議録、議事録公開までの期間短縮を図ることができると考えております。

次に、20ページを御覧ください。

項番18、テレワークの推進についてであります。

計画の内容は、感染症拡大や災害発生時の事業継続を見据えて、オンライン会議等を活用した職員のテレワークを推進するものであります。

市では今年度より、在宅勤務型のテレワークを試行的に実施しております。職員にパソコンを貸与し、通常勤務と同様の勤務条件の下、自宅で勤務をするということにしております。令和5年度以降につきましては、今年度実施いたします試行結果を踏まえて、効果や課題を検証し、より一層のテレワークの推進に向けて改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、21ページを御覧ください。

項番21、オンライン申請システム（庁内調査）の導入についてであります。

計画の内容は、庁内で発生する調査業務をオンライン上で完結させ、調査の発出・回収・集計業務の効率化を図るものであります。具体的には、令和4年度におきまして庁内調査に対応できるシステムを導入する予定です。

現状、庁内調査では、ワード、エクセルファイルが多く用いられており、職員が一つ一つのファイルを手入力により集計しております。システムの導入によりまして自動化し、業務の効率化を図ることが可能となります。導入後は、調査の内容によりオンライン化になじまないものを除きまして、原則全ての調査をオンライン化したいというふうに考えております。

次に、項番22、公共施設マネジメントシステムの導入についてであります。

計画の内容は、公共施設マネジメントシステムを導入し、市が管理する公共施設に関する種々のデータを一元管理するもので、令和7年度の実施を計画しております。

現在市では公共施設の基礎情報やコスト情報等をまとめた施設カルテを毎年度作成しております。このシステムの導入により施設カルテの作成業務を省力化するとともに、付加機能といたしまして各施設の設備の修繕、更新等の情報を集約することにより公共施設等の管理の効率化を図ることができると考えております。

次に、項番23、エルタックス連携の導入についてであります。

計画の内容は、エルタックスデータを市の基幹税務システムに自動連携させることで、税業務の効率化を図るもので、令和8年度の実施を計画しております。

エルタックスは、個人や事業所の方が地方税に関する手続をインターネットを利用して行うことができるシステムであります。現在市ではこのエルタックスのデータを一部を除いて1件ずつ手作業で税務システムに入力しておりますが、このエルタックス連携の導入によりまして、市の税務システムに媒体を介することなく大

量に取り込むことができるようになることから、業務の効率化を図ることができると考えております。

次に、項番24、公園台帳システムの導入についてであります。

計画の内容は、市が管理する公園施設の台帳情報・管理情報等をシステムで一元管理し、公園管理業務の効率化を図るもので、令和8年度の実施を計画しております。

この公園台帳システムは、公園施設台帳情報に加えまして、修繕・点検に関する情報や市民の皆様から寄せられる御意見等も一元的に管理できるシステムであります。このシステムの導入によりまして、公園管理業務の効率化と市民の皆様の御意見の把握が容易になりますことから、市民ニーズに対応した公園づくりにもつながると考えております。

次に、項番25、庶務事務システムの導入についてであります。

計画の内容は、庶務事務システムの導入により、市職員の勤務管理や申請・届出管理を電子化し、事務処理の効率化及びペーパーレス化を図るもので、令和5年度の実施を計画しております。

このシステムの導入によりまして、現在紙で行っております職員の休暇取得や給与関係の申請・届出事務をペーパーレス化し、事務の効率化と省力化を図りたいというふうに考えております。

個別計画の内容の御説明は以上となります。各取組を推進することによりまして、市民の皆様の利便性の向上と行財政運営のより一層の効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上で第五次東大和市情報化推進計画の説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（和地仁美君） 説明が終わりました。

それでは、ただいまの説明に対して、質疑、御意見等ございましたら、御発言をお願いします。

○委員（中間建二君） ありがとうございます。

では、個別の計画の中で、項番13のRPA・AI-OCRの導入ですけども、これは対象事務については検討していくというところでしたが、例えばどんなものが導入の見込みが立つのか、また現状の見通しを教えてくださいなればと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） RPA、OCRの関係でございますけれども、対象事務につきましては現在検討しております。他市の状況等見ますと、例えば税の関係、それから子育ての関係、それと保育園の関係、こんなようなところが多くの自治体で導入しているというような実績もございますので、その辺も参考にしながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

個別計画、幾つか上がってますが、結果的に市民の利便性が大変向上すれば一番いいという結果だと思うんですが、いわゆる今マイナンバー制度を一生懸命これまでも取り組んできて、申請主義に基づいて制度の対象者でも例えば情報知らなければ申請できなかつたりするんですが、いわゆる行政の側からプッシュ型でお知らせするという取組は、どのあたりにちょっとかかるのかあれなんです、この計画を進めていくことでどれぐらい向上していくのかっていうことが、もし分かれば教えていただければと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 市民の皆様の利便性の向上の関係でございますけれども、個別計画の中で一番関連があるのが17ページ一番上にございます項番1、行政手続きのオンライン化の関係でございます。この中には、先ほど御説明したとおり、マイナンバーを使用しました事務のオンライン化について計画をしております。

現在国の計画に基づきまして転出入のワンストップ化、それから国が示しております手続のマイナポータルからの手続、こちらについて今年度中の実施を目指しまして事務を進めております。このようなことが実現しますと、市民の皆様の利便性というところの観点からすると大きく向上するというふうにこちらでは考えてございます。

以上です。

○委員（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

あと1点だけ。そうすると、行政のデジタル化の目標の入り口ってというのは、やっぱりシニア世代のデジタルデバイドの解消がないとまず実現していかないかなと思うんですが、このあたりというのは今年度というかこの先、どう進めていくかだけ教えていただけますでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） デジタルデバイドの関係でございますけれども、今御説明したオンライン化につきましても、一定期間、紙による手続ですか、こういったものが並行して続いていくと。一気にオンライン化するものではないというところでのまず対策、デジタルデバイドの対策ができるかなというふうに考えております。

あと、将来的にはオンラインという形になりますけれども、その際には、他市では、例えばタブレット端末への入力を補佐するというような形で、スマートフォンやパソコンの操作が不慣れな方へのサポートをしているような例もございますので、そのようなことも踏まえて、皆様の利便性の向上とデジタルデバイドというところを両立できたらいいかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（森田真一君） 1点だけ。25番で示してる庶務事務システムの導入のところなんですけれども、市職員の勤務管理ですね、等をこの中でやられるということで、私は以前に会計年度職員さん、1年刻みの雇用ではありますけども、有給休暇の取得などについては、経年またがって働いている場合は積算されていくということなんで、その管理をぜひしてほしいという話を議会の中でしたことあるんですけど、そのときは人力で今やっているからそれでやっていきたいという御趣旨の回答を、そのとき答弁いただいたんですけど、1年たったら、やっぱりなかなか難しいと、数が多いですからね。

ということもありまして、せっかく電子化するというのであれば、なるだけ職員さんの5割以上占めてる会計年度職員さんの権利擁護ということも含めて、そういうものは継続的に管理できるようなシステムにしていただければなど、これ要望でありますけれども、もう今年検討して来年実施することなんで、仕様の検討のところにも関わってきますので、後から変えるってなかなか難しいことなんで、この入り口のところでぜひそういう点についても充実させていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 第五次東大和市情報化推進計画の8ページで、第一次計画のところすでに実現してるところで、市例規集のデータベース化と、これはもう実現化してますけども、いまだにCD配付なんですけれども、これタブレットを配付した後とかは、これ普通にアクセスできないとあまり意味ないのかなと思うんですけど、そのあたりの予定等はどうなってますか。

○総務部長（矢吹勇一君） 市の例規集につきましては、現在CDで配付、議員様にはさせていただいてるということでございます。まだタブレット、現在使用していただいておりますタブレット端末での掲載というのはまだ具体的には検討してないんですけども、インターネット上には、市のホームページ上には、例規集として掲

載されておりまして、市民も含めて誰でもそこで確認できる状態にはなってございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 逆に言えば、もうデータベースとしてあるんだったら、そのままサーバーにアップするだけで済む話なんで、多分すぐできると思うんで、早急をお願いをいたします。

あと、16ページですね、項番の17番の庁内Wi-Fi環境の整備ですけども、これ庁内っていうのはどこまで含まれてるんですかね。公民館とかそういうところ、図書館も含めて庁内っていうふうに、言っているでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） こちらの庁内Wi-Fi環境の整備でございますけれども、こちらのほうといたしましては、長期的には市庁舎全てにおいてWi-Fiを整備するということを目指したいというふうには考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 市庁舎っていうと、この今いる議会棟も含めてこの本庁のことを言うのか、それとも出先機関も含めて市の管理する公共施設全てを言うのかっていうことを聞いたの。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） こちらの庁内Wi-Fi環境の整備でございますけれども、職員の執務環境の向上というところの観点でのWi-Fiの整備でございます。今のところ、庁舎、こちらの本庁舎をWi-Fi化するということ優先して取り組んでまいりたいと考えております。

出先機関でございますけれども、市民の皆様も御利用いただくようなこともございますので、こちらについてはまたこれとは別に、市民の皆様の利便性の向上のような形で、今御説明した取組とは別の取組かなというふうに考えておりますので、そちらはちょっと改めての検討が必要かなというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） あともう1点、19ページのところの項番14のAI議事録の件ですけども、今具体的に決まってるシステム導入ということですけども、そのシステムの費用とシステム名が分かれば教えてほしいんですけども。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 大変申し訳ございません。AI議事録の関係でございますけれども、今年度の予算の計上ということで御説明させていただきたいと思っております。

今年度の予算で37万2,000円の金額を計上させていただいておりますので、こちらのほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

種類ですね——申し訳ございません。

システムの種類でございますけれども、こちらについては、AI議事録のソフトを導入いたしまして、そのソフトをノートパソコンのほうに入れさせていただきます。

○委員長（和地仁美君） ソフトの名前。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） ソフトの名前ですか。ソフトの名前——ちょっとお待ちください。

すみません。申し訳ございません、まだこちらのほう導入しておりませんで、今の段階で具体的なものは決まってないという状況です。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 全体で一つになっているのか、それ各PCに入れるっていうことですから、数がある程

度、クライアントの数、クライアントってPCの数ね、クライアントの数が幾つで、ライセンスが幾らなのかということを知りたかったわけですよ。それが市場価格と比べて安いのか高いのか判断しなきゃいけないなと思って、それと、ついでに言うと、オンライン方式とオフライン方式ってあるじゃないですか。このシステムはオンライン方式なのか、オフライン方式なのかも含めてお願い。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 申し訳ございません。こちらの議事録のシステムですけれども、オンライン方式でございます。オンラインでつながったものを文字起こしするというシステムです。

ライセンスの数でございますけれども、こちらのほう、予算のときに見積もった業者のほうでは、ライセンスの数というよりは東大和市役所として導入する場合の経費ということで示されておりまして、現状そちらのほうの内容に基づいて、こちらのほうで所管しております各ノートパソコンのほうにそちらをインストールして、必要に応じて使うということを想定しております。

以上です。

○委員（中間建二君） 個別計画の項番1番の行政手続きのオンライン化のところなんですけど、当然市民のサービス向上、利便性向上という意味ではこの1番目のところが一番重要になってくるかと思うんですけど、先ほど、例えばマイナポータルを活用した、マイナンバーを持ってなければ手続きができないようなもの、転出入のワンストップもそうだと思うんですけども、そういうものと、もう一つ、市が予算化したイベントの申込等をオンラインで行うような取組も並行してやるということで、このあたりがもう少し具体的にどういうサービスがマイナポータルなりマイナンバーを活用してできるのか。

それから、市独自の施策としてのイベントの申込み等のオンライン化はどういうものができるのか、またはそれを検討してるのかっていうようなところを、当然これから正式に決まれば市報等で告知をしていく形にはなるんだと思うんですけども、当然様々な検討を重ねて決定していくってことを考えると、いつ頃、どういうサービスができるというようなものを、この委員会のほうにぜひ示していただきたいと思うんですけども、そのあたり、今日は全部答えられなくてもやむを得ないと思うんですけども、いつ頃であればどれぐらいのものが提示ができるというめどがあれば、ぜひ教えていただければと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 行政手続きのオンライン化の関係のマイナンバーカードの活用関係でございますけれども、まず、時期の目安といたしまして、国のほうでは、まずワンストップ——転出入のワンストップにつきましては、令和4年度中の実施を予定してるというところなんです。それに合わせて、市のほうでも対応していくということになります。

それから、マイナンバーを用いた手続きの関係でございますけれども、こちらは種類といたしまして、今国のほうで示しているのが、主にですが、児童手当の関係の手続き、それから保育施設の利用の関係の手続き、それから介護の関係で認定の申請等の手続き、こういった26手続きをオンライン化するというような方針を示されておりまして、それに基づいて今市のほうでも対応してるというところなんです。

こちらの26手続きのオンライン化につきましても、国のほうでは令和4年度末というところを時期を示しておりますので、それに合わせて市のほうでも対応していく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。

個別計画の中のまず3番、4番のGISの導入に関しまして、御説明いただいたのは用途地域をネットで公開して市民の方が参照できるようにとか、業務の効率化ということなんですけども、具体的にもうちょっと詳しく、

このGISが導入されることによって市民サービスがどのように向上するのか、また庁内の業務がどのように効率化されるのか、ちょっと具体例を挙げながら教えていただければありがたいというふうに思いました。

もう1点が項番8番のICT-BCPの策定なんですけども、情報システムをこれだけ取り入れて市の業務を行おうとすると、やはりこのICTの継続性っていうのが非常に重要な形になってくるかと思うんですが、計画拝見すると、5か年の中で全て検討になっているということで、当然完全な形でこのDXが完了するわけではなくて、毎年毎年少しずつできる範囲が広がっていくので完全なBCPができないのかもしれませんが、ちょっと5か年の中で検討だけで終わるっていうのはいかがなものかなというふうに思うんですけども、こういった5か年の中でも導入した部分についてはこのように継続していくっていうようなことを、計画ではなくても、しっかりした方向性というものを庁内の行政側で共有するのか、また策定してくのかっていう、このへんのお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） まず、1点目のGISの関係でございますが、GISの導入によりまして市民の皆様へのメリットというところでございますが、現状、こちらのほうの例えば都市計画情報でありますとか下水の関係の場所とか、そういったものについては、現状、市民の皆様、基本的には窓口に来ていただいて、市の職員のほうで図面を見せたり、必要に応じては画面を見ていただきながら御説明してるというところでございますけれども、公開型を導入いたしますと、それがインターネット上でいつでも見れるというような形になりますので、窓口のほうに来なくても、御自宅等でインターネットを通じて御利用できるというところが、市民の皆様にとって一番のメリットかなというふうに考えております。

それから、市のほうで具体例ということで、こちらを導入するに当たってのメリットの具体例でございますけれども、GISの関係は、各課のほうで今地図情報というところを利用してらるんですけども、例えば下水の関係の情報を下水のほうで入れている、道路のほうでは道路の中で埋まってるもの一つとして下水を入れていると、情報を入れていると。そういうところで事務の重複が出ておりますので、それを統一することによって事務の重複というところが解消できて業務の効率化につながっていくというふうに考えてございます。

2点目の御質疑のICT-BCPの関係でございます。

こちらについては、計画の中では全て検討というふうにさせていただいております。この理由でございますけれども、ICT-BCPの関係については、庁内のネットワーク環境、通信情報環境と、大きくICT-BCPの策定に当たっては庁内の環境というところと密接な関係がございます。今回の計画の策定に当たって、市の中のネットワークというところも大きく変えていきたいというふうに考えておりますので、そのような情報化施策の推進状況に合わせて、ICT-BCPについてもそれと並行しながら時期を捉えて検討していく必要があるかなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（大后治雄君） ホームページの関係で伺います。

先ほどマイナンバーカードの26手続の関係でいろいろとお話いただきましたけども、やっていくという話で、あとそのホームページの関係で今実施というふうには書いてあるんですが、第五次の計画の中では実施と書いてありますが、第四次の中では、ホームページが言わばコロナの関係で追われてしまって、ほとんど達成されてないんじゃないのかなというふうに思うんです。

ここでやってかなきゃいけないというところで、マイナポータルとの関係性とか、それからあとホームページ、そのポータルサイト化するのかっていうような考え方、それから言わば手続を優先していくのか、それと

も情報検索や提供を優先していくのかとか、それからまた市役所に市民が来なくても、先ほどいろいろと済むって言うGISの話もしていただきましたけども、そういった意味でのホームページこそ、例えていえば市役所の主で、リアルにこの市役所というのが従なのかっていうようなところまで持っていくのかってところの基本的な考え方ってどうか、そこら辺のところをちょっと伺いたいです。

○総務部長（矢吹勇一君） 今御質問いただいた件でございます。ホームページを現在のものからもっと発展させた上で、このICT、市のICT化とリンクさせて、もっと発展させていくべきだという御趣旨だと思います。

具体的には、どういったホームページが将来的に考えられるのかっていうことにつきましては、まず今年、新たなホームページの検討を今年度中に行うということで考えておりますので、その中で担当部署と我々、デジタル政策の部署とも十分に情報をやり取りしながら、将来を見据えたホームページとしてよりよいものをまず検討していきたいと考えております。

その上で、ほかの様々なICT化の計画等含めて、理想としては市に——市役所に来なくても市民が自宅で様々な申請、情報の収集ができるというところを目指していきたいとは考えております。

以上です。

○委員（大后治雄君） マイナポータルとの関係性を伺いたい、答弁を。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 現時点におきまして、ホームページとマイナポータルに関連というところが検討のほうの中に入ってございませんで、ちょっと今はっきりしたことは申し上げられないんですけども、ちょっと御意見も踏まえまして、担当部署のほうとちょっと改めて情報共有させていただいて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） いろいろな委員から様々な角度で質疑が出てたんですけども、その質疑を委員長として聞いていて、ちょっと幾つか答弁が漏れてると思ってる点を今言ってもいいですか。

蜂須賀委員から出ていたプッシュ型っていう部分で、要するに市民が情報を知らなければ申請もできないんじゃないかという部分で、申請をデジタル化できるっていう部分、プラス、プッシュ型みたいになる部分はないかという質疑があったと思いますが、そこについての御答弁がなかったかなと。

あと、中間委員から出ていた、いわゆるマイナンバーカードを持っていないでもできる市の施設の予約とか、市独自のものについて、マイナンバーカードがあるからできる申請と、市独自のそういう申請手続きみたいなものとの関連性みたいな質疑が出てたと思いますが、そこについてちょっと答弁なかったかなというふうに思ってたんですけど、その2点について、答弁、お願いできますか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 大変申し訳ございませんでした。

プッシュ型の関係の申請でございますけれども、現時点で国のほうから細かい仕様等が、申し訳ございません、私のほうでも把握してございませんで、確かにプッシュというところで市民の皆様にお知らせするところの必要性は感じてございませんで、ちょっと情報収集させていただいて、ちょっと市のほうでできる対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目のマイナンバーカードを持っていない方についての申請の関係でございますけれども、関

連性でございますけれども、市のほうでは、ここでマイナンバーの関係の申請をする、オンライン化に向けた事務手続と、それに加えまして、先ほどちょっと御説明しましたけれども、イベントや講座、厳格な個人認証というか、本人確認が要らないようなものについての申請について、そちらを利用できる申請フォームというものも新たにここで導入いたしますので、そういったものを積極的に活用して、多くの手続がオンライン化できるように、マイナンバーとそちらを並行しながらオンライン化に向けた事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） それでは、質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） それでは、ここで説明員退室のため暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時21分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、続いて委員間の自由討議を行います。

○委員（床鍋義博君） 今質疑を通して、やはりまだデジタル担当としての、何ていうんですかね、やっぱり外部の力借りないと難しそうな気がします。

委員長が言ったように、質疑自体が理解できてないで、答弁漏れはしようがないんですけども、理解できてないところがありそうな気がしています。これちょっと大丈夫かなというちょっと不安があるのと、先ほど私の質疑の中で例規集の件、挙げました。まだ対応できてないというんですけど、質疑で言ったように、アップロードすれば済む話であるのに、それほど難しくないことができてないということ自体にちょっと危機感を覚えましたね。

だから、これは人材、計画して紙ベースでこういうふうにやりますっていう掛け声はいいんですけども、それを実際に推進していくための人材育成のほうが急務なのかなっていうふうにと感じました。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） それでは、自由討議を終了いたします。

お諮りいたします。

所管事務調査、行政のデジタル化についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（和地仁美君） これをもって、令和4年第2回東大和市議会総務委員会を散会いたします。
午後 2時23分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美